



## ジェンダートークのお知らせ 「女性支援新法」研修会第7弾

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が今年4月1日から施行されました。66年間続いた売春防止法から脱却し、「女性の人権尊重」をめざす画期的な法律です。

女性が直面する困難は、社会構造に起因するものであり、自己責任にすり替えてはいけな問題であること、年代、国籍、障がいの有無、職業や社会的経験、文化的背景を問わず、公的責任として支援することが明記されています。

## 女性支援の充実に向けて連携・協働しよう

「やまなし困難な問題を抱える女性への支援計画」が3月末に発表されました。

女性相談支援センター(旧女性相談所)は、「女性支援新法」の趣旨に則り、女性相談支援の中核となって、幅広く相談を受け止め、当事者主体の観点から、支援機関が責任をもって必要な支援をコーディネートすることが記されています。

女性支援の充実に向けて、行政と民間が互いの良さや強みを生かして対等な立場で連携・協働することが、よい良い女性支援になります。支援者、支援機関が一丸となることができることを話し合しましょう。

**日時：2024年4月14日(日) 13時半～15時半(受付13時20分～)**

**会場：山梨県立図書館交流ルーム201**

**定員 12名 参加費無料 資料代300円**

**問い合わせ・申し込み**

**TEL：090-9011-4373(望月) [info@empowerment4yamanashi.org](mailto:info@empowerment4yamanashi.org)**

**主催 NPO法人エンパワメントアフロッキー**